

2 相 談

総合福祉事務所

福祉の総合相談窓口です。高齢者の福祉の相談、保健・医療の専門機関の紹介などを行います。

●練馬総合福祉事務所（〒176の地域にお住まいの方） 〔豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎2階〕

- 相談係 ☎5984-4742
- 高齢者支援係 ☎5984-1670
- 福祉事務係 ☎5984-4612
- 障害者支援係 ☎5984-4609

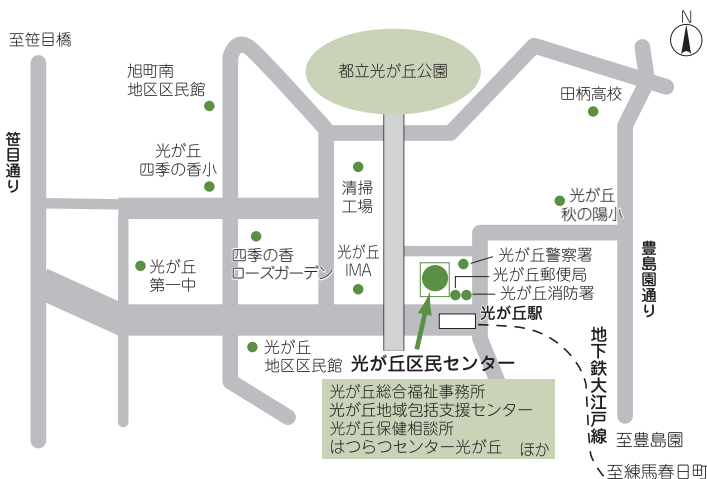


主な交通機関

- 西武池袋線、西武有楽町線、都営地下鉄大江戸線練馬駅から徒歩5分

●光が丘総合福祉事務所（〒179の地域にお住まいの方） 〔光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階〕

- 相談係 ☎5997-7714
- 高齢者支援係 ☎5997-7762
- 福祉事務係 ☎5997-7060
- 障害者支援係 ☎5997-7796



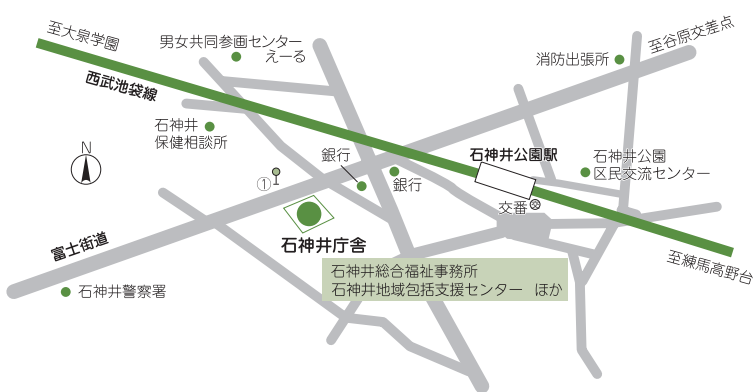
主な交通機関

- 都営地下鉄大江戸線光が丘駅から区民センター連絡口に直結

●石神井総合福祉事務所（〒177の地域にお住まいの方）

〔石神井町3-30-26 石神井庁舎3・4階〕

- 相談係（3階） ☎5393-2802
- 高齢者支援係（4階） ☎5393-2818
- 福祉事務係（4階） ☎5393-2817
- 障害者支援係（4階） ☎5393-2816



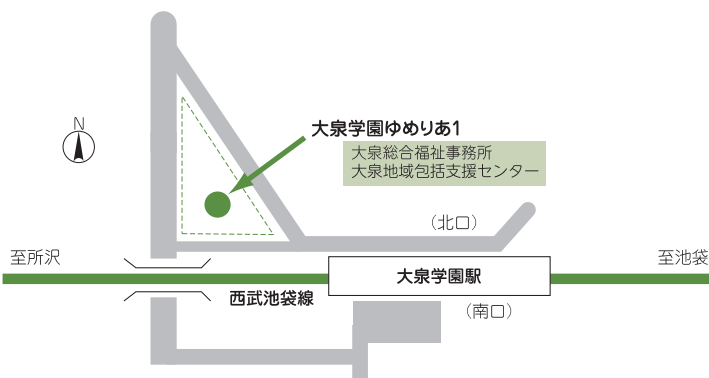
主な交通機関

- 西武池袋線石神井公園駅西口から徒歩5分
- JR 吉祥寺駅北口から成増町行バス（西武バス）で、石神井庁舎前①下車

●大泉総合福祉事務所（〒178の地域にお住まいの方）

〔東大泉1-29-1 大泉学園ゆめりあ1〕〈4・9階〉

- 相談係（4階） ☎5905-5263
- 高齢者支援係（9階） ☎5905-5275
- 福祉事務係（4階） ☎5905-5274
- 障害者支援係（4階） ☎5905-5272



主な交通機関

- 西武池袋線大泉学園駅北口から徒歩1分

民生・児童委員

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域でボランティアとして活動しています。生活に困っている方や高齢の方などの相談を受け、関係機関へつなぐなどの支援を行っています。

区では、約570人の民生・児童委員が活動しています。各地区の委員の名前や連絡先は、下記へお問い合わせください。

問 合 せ 練馬総合福祉事務所 管理係 ☎5984-2768
光が丘総合福祉事務所 管理係 ☎5997-7713
石神井総合福祉事務所 管理係 ☎5393-2801
大泉総合福祉事務所 管理係 ☎5905-5262

区民相談

日常生活のさまざまな悩みや問題について、各種専門相談員が相談に応じます。内容は、法律相談、交通事故相談、身の上相談などです。予約制です。詳しくはお問い合わせください。

問 合 せ 練馬区区民相談所 ☎5984-4523 豊玉北6-12-1練馬区役所東庁舎5階
石神井庁舎区民相談室 ☎3995-1100 石神井町3-30-26石神井庁舎2階

コラム

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方のために、成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、現在判断能力が十分でない方を対象に、成年後見人等が代理権等の権限に基づいて、計画的な財産管理や本人の安心した生活のための環境整備を行い、法的に本人を支援する制度です。判断能力の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあり、タイプにより成年後見人等に与えられる権限は異なります。申立てにより家庭裁判所が選任した成年後見人等は、本人の意思の決定を支援し、心身の状況に配慮しながら、財産を適正に管理します。

また、「任意後見制度」は、将来判断能力が十分でなくなった時に備えて、「誰」に「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

問 合 せ 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま ☎33ページ



地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）

地域包括支援センターは、高齢者のみなさまが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための総合的な相談窓口です。介護に関する悩みやご心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。

〈利用申請を受け付ける区サービス〉

- 高齢者補聴器購入費用助成事業（13ページ）
- 高齢者在宅生活あんしん事業（14ページ）
- 三療サービス（55ページ）
- 健康長寿チェックシートに関する相談（56ページ）
- いきがいデイサービス（60ページ）
- 介護保険サービス利用の相談（66ページ）
- 特定福祉用具購入費の支給申請（68ページ）
- 高額介護（介護予防）サービス費の支給申請（74ページ）
- 自立支援用具の給付（81ページ）
- 車いす・介護用ベッドの貸し出し（82ページ）
- 介護保険住宅改修（83ページ）
- 自立支援住宅改修（設備給付）（83ページ）
- 自立支援住宅改修（予防給付）（84ページ）
- ひとりぐらし高齢者入浴証の交付（84ページ）
- 火災予防のための設備の給付（85ページ）
- 寝具のクリーニング（85ページ）
- 出張調髪（86ページ）
- 布団の乾燥消毒（86ページ）
- リフト付タクシー（迎車・予約料金の助成）（87ページ）
- 緊急一時宿泊（87ページ）
- 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成（88ページ）
- 高齢者いきいき健康事業（121ページ）

〈医療と介護の相談窓口〉

医療と介護の両方が必要な状態になったときにも、住み慣れた場所で安心して生活できるよう、医療や介護、認知症に関するご相談を受け付けています。

窓口では、医療・介護連携推進員と認知症地域支援推進員が、退院に際しての準備に関する支援や、もの忘れが気になったときの相談先の案内などを行っています。状況に応じ、認知症専門医による訪問相談も行います。

コラム

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護だけではなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。高齢者本人はもちろん、ご家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して支援します。

地域包括支援センターの業務は

『こんにちは 地域包括支援センターです！』のパンフレットにおいて詳しく説明しています。

配布場所

- 地域包括支援センター（25～29ページ）
- 高齢者支援課、介護保険課
- 区民事務所（練馬を除く）、はつらつセンター、敬老館

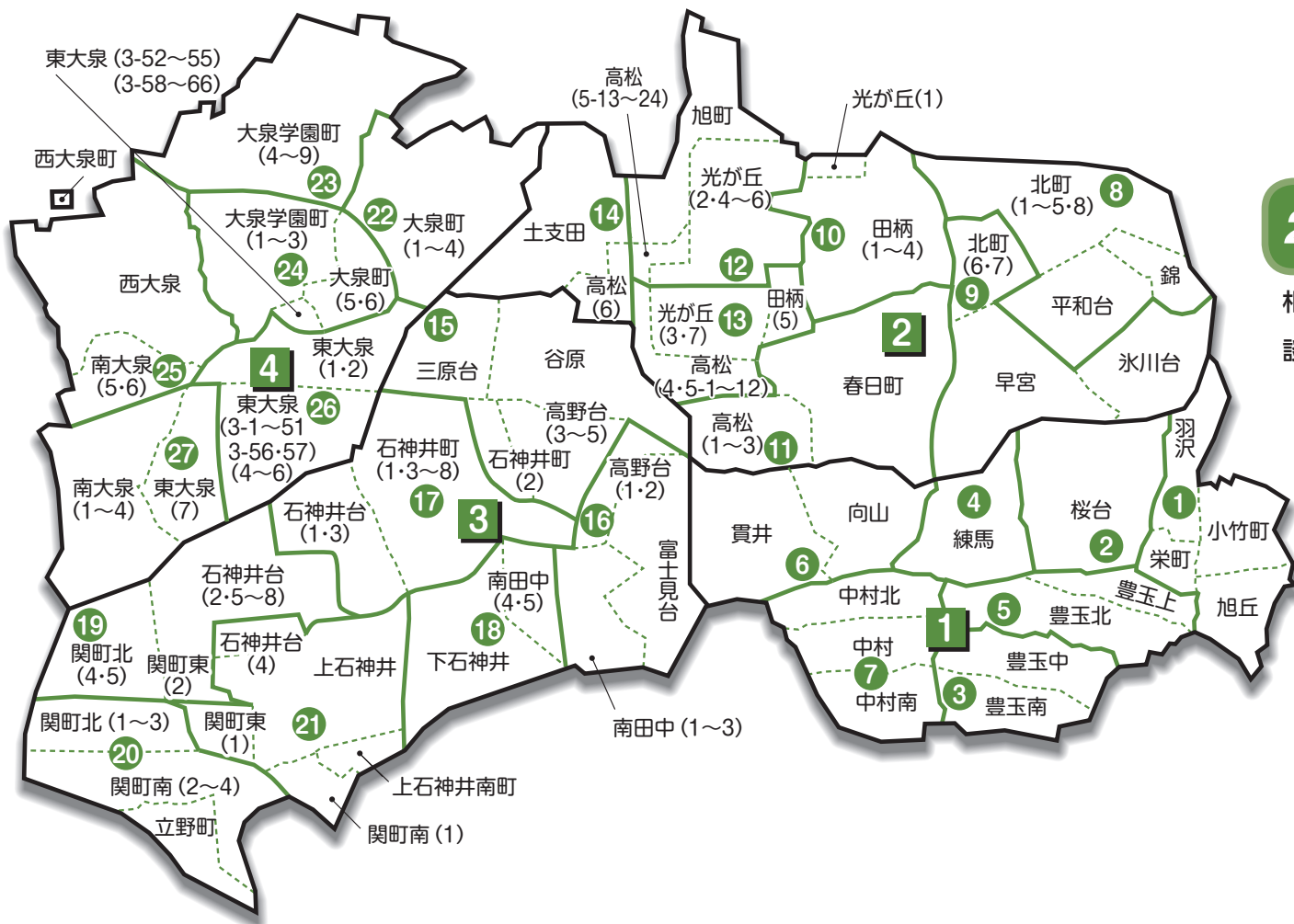


【二次元コード】



地域包括支援センター 一覧

●地域包括支援センター配置図



2

相
談

●開所時間 地域包括支援センター 月～土曜 午前8時30分～午後5時15分
(祝休日および12月29日～1月3日を除く)

○上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

1 練馬圏域



桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)
☎5946-2311

担当地域：桜台
受託法人：社会福祉法人 育秀会



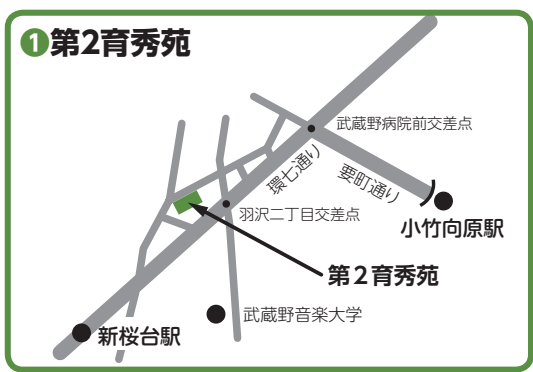
練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)
☎5984-1706

担当地域：練馬
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



貫井1-9-1 (中村橋区民センター 2階)
☎3577-8815

担当地域：貫井、向山
受託法人：社会福祉法人 奉優会



羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)
☎5912-0523

担当地域：旭丘、小竹町、羽沢、栄町
受託法人：社会福祉法人 育秀会



豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)
☎3993-1450

担当地域：豊玉中、豊玉南
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎5階)
☎5946-2544

担当地域：豊玉上、豊玉北
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



中村2-25-3
☎5848-6177

担当地域：中村、中村南、中村北
受託法人：社会福祉法人 奉優会

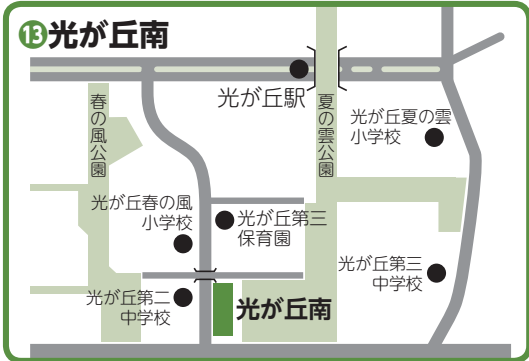
2 光が丘圏域



北町6-35-7 (北保健相談所内)
☎5399-5347
担当地域：氷川台、早宮、北町6・7
受託法人：社会福祉法人 キングス・ガーデン東京



高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)
☎3926-7871
担当地域：春日町、高松1～3
受託法人：社会福祉法人 東京福祉会



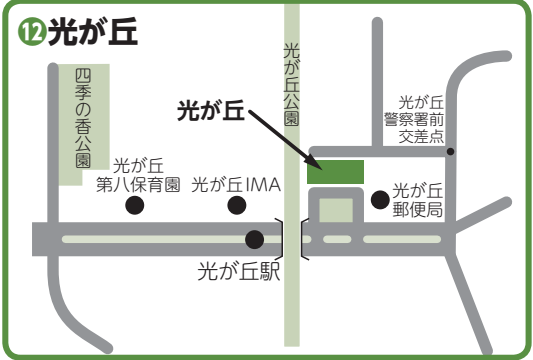
光が丘3-3-1-103
☎6904-0312
担当地域：高松4・5-1～12、田柄5、光が丘3・7
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



北町2-26-1 (北町地区区民館内)
☎3937-5577
担当地域：錦、北町1～5・8、平和台
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)
☎3825-2590
担当地域：田柄1～4、光が丘1
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



光が丘2-9-6 (光が丘区民センター2階)
☎5968-4035
担当地域：光が丘2・4～6、旭町、高松5-13～24
受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)
☎6904-0192
担当地域：土支田、高松6
受託法人：社会福祉法人 育秀会

3

石神井圏域



高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)

☎5372-6300

担当地域：富士見台、高野台1・2、南田中1～3
 受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団



下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)

☎3996-0330

担当地域：下石神井、南田中4・5
 受託法人：社会福祉法人 練馬豊成会



関町南4-9-28 (特別養護老人ホーム内)

☎3928-5222

担当地域：関町北1～3、関町南2～4、立野町
 受託法人：社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

15 練馬ゆめの木



大泉町2-17-1 (病院内)

☎3923-0269

担当地域：谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2
 受託法人：医療法人社団 翠会



石神井町3-30-26 (石神井庁舎4階)

☎5923-1250

担当地域：石神井町1・3～8、石神井台1・3
 受託法人：社会福祉法人 練馬豊成会



関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)

☎5991-9919

担当地域：石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
 受託法人：社会福祉法人 泉陽会



上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)

☎3928-8621

担当地域：上石神井、関町東1、関町南1、
 上石神井南町、石神井台4
 受託法人：社会福祉法人 練馬豊成会

4

大泉圏域



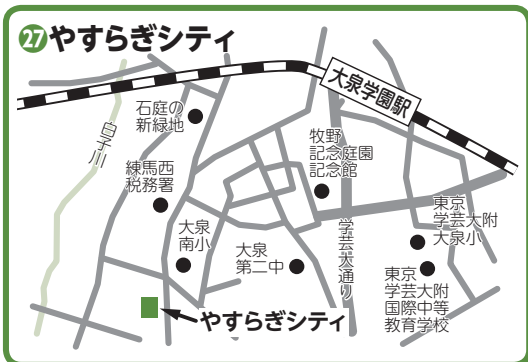
23大泉北
大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)
☎3924-2006

担当地域：大泉学園町4～9
受託法人：医療法人社団 翔洋会



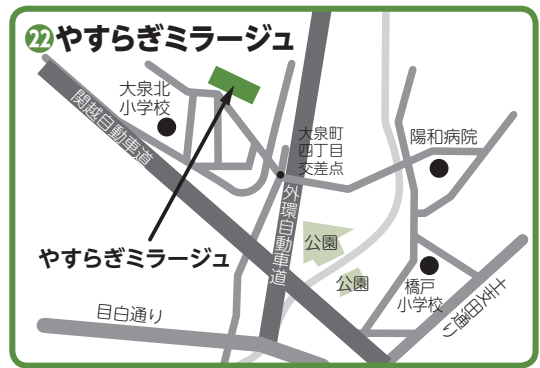
25南大泉
南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)
☎3923-5556

担当地域：西大泉、西大泉町、南大泉5・6
受託法人：社会福祉法人 泉陽会



27やすらぎシティ
東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)
☎5935-8321

担当地域：東大泉7、南大泉1～4
受託法人：社会福祉法人 草佑会



22やすらぎミラージュ
大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)
☎5905-1190

担当地域：大泉町1～4
受託法人：社会福祉法人 草佑会



24大泉学園
大泉学園町2-20-21 (デイサービスセンター内)
☎5933-0156

担当地域：大泉学園町1～3、大泉町5・6
東大泉3-52～55、3-58～66
受託法人：社会福祉法人 福音会



26大泉
東大泉1-29-1 (大泉学園ゆめりあ1～9階)
☎5387-2751

担当地域：東大泉1・2、東大泉3-1～51、
3-56～57、東大泉4～6
受託法人：社会福祉法人 草佑会

保健所・保健相談所

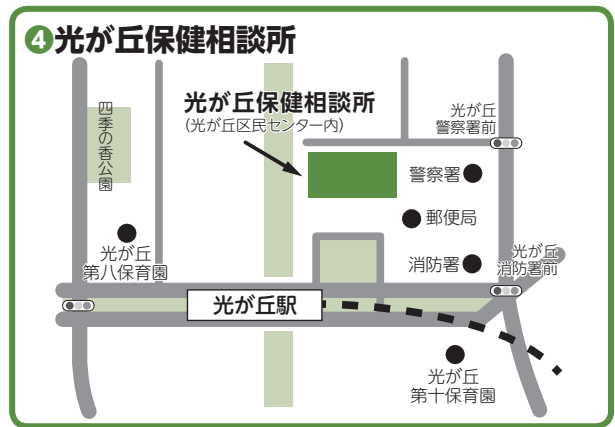
保健所・保健相談所は、健康に関する相談窓口です。町丁目ごとに保健相談所の担当区域が決まっています。

- 問 合 せ
- ①練馬区保健所 ☎3993-1111 (代表) 豊玉北6-12-1練馬区役所東庁舎6階
 - ②豊玉保健相談所 ☎3992-1188 豊玉北5-15-19豊玉すこやかセンター内
FAX 3992-1187
 - ③北保健相談所 ☎3931-1347 北町6-35-7
FAX 3931-0851
 - ④光が丘保健相談所 ☎5997-7722 光が丘2-9-6光が丘区民センター内
FAX 5997-7719
 - ⑤石神井保健相談所 ☎3996-0634 石神井町7-3-28
FAX 3996-0590
 - ⑥大泉保健相談所 ☎3921-0217 大泉学園町5-8-8
FAX 3921-0106
 - ⑦関保健相談所 ☎3929-5381 関町東1-27-4
FAX 3929-0787

保健相談所の担当区域

| | 町 名 | 丁 目 | 担当保健相談所 |
|-----|--------|-----------|---------|
| あ行 | 旭丘 | 1・2丁目 | 豊玉 |
| | 旭町 | 1～3丁目 | 光が丘 |
| | 大泉学園町 | 1～9丁目 | 大泉 |
| | 大泉町 | 1・3～6丁目 | 大泉 |
| 2丁目 | | 石神井 | |
| か行 | 春日町 | 3・5・6丁目 | 光が丘 |
| | | 1・2・4丁目 | 北 |
| | 上石神井 | 1～4丁目 | 関 |
| | 上石神井南町 | | 関 |
| | 北町 | 1～8丁目 | 北 |
| | 向山 | 1～4丁目 | 豊玉 |
| | 小竹町 | 1・2丁目 | 豊玉 |
| さ行 | 栄町 | | 豊玉 |
| | 桜台 | 1～6丁目 | 豊玉 |
| | 下石神井 | 1～6丁目 | 石神井 |
| | 石神井台 | 1～3・5・6丁目 | 石神井 |
| | | 4・7・8丁目 | 関 |
| | 石神井町 | 1～8丁目 | 石神井 |
| | 関町北 | 1～5丁目 | 関 |
| | 関町東 | 1・2丁目 | 関 |
| 関町南 | 1～4丁目 | 関 | |

| | 町名 | 丁目 | 担当保健相談所 |
|-----|-------|-------|---------|
| た行 | 高野台 | 1～5丁目 | 石神井 |
| | 高松 | 1～6丁目 | 光が丘 |
| | 田柄 | 1・2丁目 | 北 |
| | | 3～5丁目 | 光が丘 |
| | 立野町 | | 関 |
| | 土支田 | 1～4丁目 | 光が丘 |
| | 豊玉上 | 1・2丁目 | 豊玉 |
| | 豊玉北 | 1～6丁目 | 豊玉 |
| | 豊玉中 | 1～4丁目 | 豊玉 |
| 豊玉南 | 1～3丁目 | 豊玉 | |
| な行 | 中村 | 1～3丁目 | 豊玉 |
| | 中村北 | 1～4丁目 | 豊玉 |
| | 中村南 | 1～3丁目 | 豊玉 |
| | 西大泉 | 1～6丁目 | 大泉 |
| | 西大泉町 | | 大泉 |
| | 錦 | 1・2丁目 | 北 |
| | 貫井 | 1～5丁目 | 豊玉 |
| | 練馬 | 1～4丁目 | 豊玉 |
| は行 | 羽沢 | 1～3丁目 | 豊玉 |
| | 早宮 | 1～4丁目 | 北 |
| | 氷川台 | 1～4丁目 | 北 |
| | 東大泉 | 1～7丁目 | 石神井 |
| | 光が丘 | 1～7丁目 | 光が丘 |
| | 富士見台 | 1～4丁目 | 石神井 |
| | 平和台 | 1～4丁目 | 北 |
| ま行 | 南大泉 | 1～6丁目 | 石神井 |
| | 南田中 | 1～5丁目 | 石神井 |
| | 三原台 | 1～3丁目 | 石神井 |
| や行 | 谷原 | 1～6丁目 | 石神井 |



権利擁護センター ほっとサポートねりま

●成年後見制度の相談など

制度の説明や情報提供・成年後見人等を受任している方の相談をお受けしています。また、制度の利用を具体的に検討されている方を対象に、司法書士による個別の専門相談を月1回開催しています。詳しくはお問い合わせください。

※成年後見制度の内容については、23ページのコラムをご参照ください。

●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

対 象 区内で在宅生活をされている方で、もの忘れや認知症の症状がある高齢者や障害のある方など

内 容 ①福祉サービス利用援助

福祉サービスを利用するための手続きや支払いなどの支援

②日常的金銭管理サービス（①の利用が前提となります）

年金・福祉手当などの受領手続き、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払戻し・預入れなどの援助、日常的に利用する通帳の預かり

③書類預かりサービス（①の利用が前提となります）

日常的に使用しない通帳や権利証などの大切な書類の預かり

利 用 料 ①② 1回1時間まで1,000円

②で通帳をお預かりする場合は、1回1時間まで1,500円

（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算）

③ 1か月につき500円

●財産保全サービス・手続き代行サービス

対 象 区内で在宅生活をされている方で、身体障害や病気などのために、財産の保管や預金の払戻し、各種手続きを自ら行うことが困難な方

内 容 ①財産保全サービス

日常的に使用しない通帳や権利証などの大切な書類の預かり

②手続き代行サービス

年金・福祉手当などの受領手続き、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払戻し・預入れなどの援助、日常的に利用する通帳の預かり

利 用 料 ① 1か月につき500円

② 1回1時間まで1,000円

②で通帳をお預かりする場合は、1回1時間まで1,500円

（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円加算）

問 合 せ 練馬区社会福祉協議会

権利擁護センター ほっとサポートねりま ☎5912-4022 FAX 3994-1224

保健福祉サービス苦情調整委員

介護保険を含む保健福祉サービス（医療に関する事項等を除く）の利用について、区や事業者に対して苦情や不満がある場合に、区から独立した第三者の立場で苦情を調整する機関です。

苦情や相談は専門相談員がお聞きしますが、苦情調整委員に直接相談することもできます（第1～4火曜午後1時30分～午後4時 要予約）。詳しくはお問い合わせください。

相談日 月～金曜（祝休日、12月29日～1月3日を除く）

相談時間 午前8時30分～午後5時

問合せ 保健福祉サービス苦情調整委員事務局（練馬区役所西庁舎3階） ☎3993-1344

電子メール chousei@smile.ocn.ne.jp

2

相
談

消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談について、専門の相談員が解決のためにお手伝いします。

◇練馬区消費生活センター

相談時間 月～金曜（祝休日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後4時30分

問合せ 練馬区消費生活センター 相談専用電話 ☎5910-4860

◇東京都消費生活総合センター

相談時間 月～土曜（祝休日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

問合せ 東京都消費生活総合センター 消費生活相談 ☎3235-1155

高齢者被害110番 ☎3235-3366

高齢消費者見守りホットライン ☎3235-1334

◇（独）国民生活センターの休日相談

相談時間 土・日曜・祝休日（年末年始等を除く）午前10時～午後4時

問合せ 消費者ホットライン ☎188

◇（公社）全国消費生活相談員協会

相談時間 土・日曜（年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～午後4時

問合せ （公社）全国消費生活相談員協会 ☎5614-0189

◇（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

相談時間 日曜（12月29日～1月4日を除く）午前11時～午後4時

問合せ （公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎6450-6631

相談情報ひろば

「相談情報ひろば」は、どなたでも、気軽に立ち寄ることができる地域の集いの場です。

例えば、「ひとり暮らしの悩みがあって、相談に乗ってくれないかな…」「生きがいになる教室や講座に参加したいな…」「この地域で活動している団体やサークルについて知りたいな…」「少しでも立ち寄って、休憩できる場所はないかな…」といった相談やご要望は、相談情報ひろばへどうぞ。

他にも、ひろばが企画したイベントや教室、講座などを通じて地域の方々と交流できます。

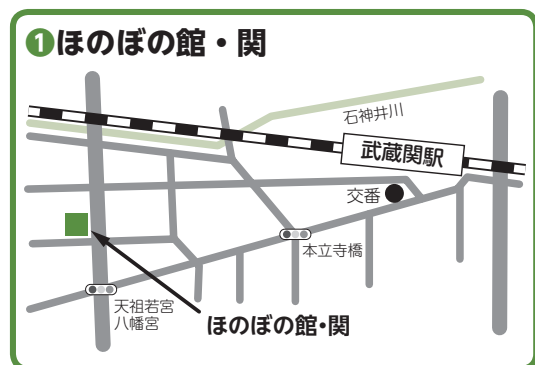
ひろばを運営しているのは、地域の皆さまのために活動している団体です。

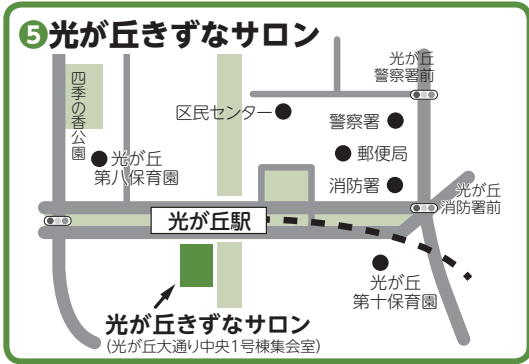
ちょっとした休憩から相談まで、皆さまの利用をお待ちしております。

相談情報ひろば一覧（開催日・時間については、各ひろばにお問い合わせください。）

| | 名称 | 開催場所 | 連絡先 |
|----|-----------|----------------------------|------------------|
| 1 | ほのぼの館・関 | 関町北3-27-1-101号 | 5903-8381 |
| 2 | ハーモニー北町 | 北町2-17-16 | 3934-2878 |
| 3 | まちの駅大泉学園 | 大泉学園町5-6-17 | 3978-0207 |
| 4 | ちょっと・ホッと | 石神井町8-53-24 | 5910-7080 |
| 5 | 光が丘きずなサロン | 光が丘3-9-1 光が丘大通り中央1号棟集会室 | 090-4828-3910（※） |
| 6 | おちゃ福 | 東大泉5-35-12 | 6904-6654 |
| 7 | きっさえん | 土支田3-4-20 | 3978-0801 |
| 8 | らくぜん | 旭町1-31-4 | 6915-6300 |
| 9 | ふろしき・ねこの手 | 練馬4-17-2 グリンデル豊島園102 | 5999-1030 |
| 10 | ハッピーひろば | 石神井町2-15-15 | 6796-8080 |

（※）ひろばの開催時間帯のみ通話可〔毎週水曜（祝日除く）午前11時～午後4時〕





コラム

悪質商法には強い態度で断りましょう

- いらぬものはキッパリ断る！
- その場で契約しない！（ハンコやサインは慎重に）
- うますぎる話には気をつけましょう！

困ったときは、家族や練馬区消費生活センターなどに相談しましょう。

問 合 せ 消費生活相談 ☎34ページ



障害のある方へのサービス

高齢で障害のある方は、障害福祉サービス等を利用できる場合があります。障害があるため日常生活に支援が必要で、サービスごとの要件を満たすときは、障害福祉サービス等の利用が可能です。ただし、介護保険と共通するサービスは、介護保険のサービス利用が優先となります。

障害がある方へのサービスの詳細は「障害者福祉のしおり」をご覧ください。



配布場所 総合福祉事務所、保健相談所、図書館、中村橋福祉ケアセンター、こども発達支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課、区民事務所（練馬を除く）

問合せ 障害者施策推進課 管理係 ☎5984-4598
FAX 5984-1215

2

相
談

●おもなサービス

◇補装具費の支給

対象 身体障害者手帳を持っている方。区民税所得割額が46万円以上の方が世帯（本人含む）にいる場合は対象外になります。介護保険の被保険者の方（65歳以上の方、40歳から64歳で特定疾病の方）は、介護保険と共通する種目（下表参照）については、介護保険の福祉用具貸与サービスをご利用ください（68ページ参照）。

種目一覧

| 障害種別 | 種目 |
|--------------|-------------------------------|
| 視覚障害 | 視覚障害者安全つえ |
| | 義眼・眼鏡・コンタクトレンズ |
| 聴覚障害 | 補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る） |
| 肢体不自由 | 義手・義足 |
| | 上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具 |
| | 座位保持装置 |
| | 車椅子・電動車椅子（※2） |
| | 歩行器・歩行補助つえ（※2） |
| 重度障害者用意思伝達装置 | |
| 内部障害（※1） | 車椅子（※2） |

※1 心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・免疫・肝臓が対象（支給条件があります）

※2 介護保険に同一種目の装具があります。

費用 区民税課税世帯の方は、補装具ごとに決められている基準額の範囲内の1割が負担額となります。費用がその基準額を超えた場合にはその差額を合わせた額となります。区民税非課税世帯の方は、基準額を超えた場合の差額分が負担額となります。

問合せ 各総合福祉事務所 障害者支援係 ☎21・22ページ

●障害者地域生活支援センター

障害者（児）が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。障害者地域生活支援センターでは、障害のある方とその家族を対象として、主に、相談支援、講座等を行っています。

問 合 せ 障害者施策推進課 事業計画担当係 ☎5984-4602
 ☎5984-1215

| 施設名 | 所在地 | 休業日 | 電話（FAX） |
|------------------------|--------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 豊玉障害者地域生活支援センター（きらら） | 豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター 6階 | 水曜、祝休日、 年末年始 | 3557-9222 (3557-2090) |
| 光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ） | 光が丘2-9-6 光が丘区民センター 6階 | 火曜、祝休日、 年末年始 | 5997-7858 (5997-7857) |
| 石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ） | 石神井町7-3-28 石神井保健相談所内併設 | 火曜、祝休日、 年末年始 | 3997-2181 (3997-2182) |
| 大泉障害者地域生活支援センター（さくら） | 東大泉5-35-2 地域子ども家庭支援センター大泉併設 | 水曜、祝休日、 年末年始 | 3925-7371 (3925-7386) |

各センターの利用時間は、平日は午前9時～午後8時、土・日曜は正午～午後8時です。

コラム

必要な手助けを伝えやすくなります

「ヘルプカード」

障害のある方が災害時や緊急時、または日常で困りごとが起こった時に、周りの方へ手助けや配慮が必要であることを伝えるためのものです。カードの中には手助けしてほしい内容が記入されています。「ヘルプカード」は東京都全域で利用できます。

配付場所 総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課 など

問 合 せ 障害者施策推進課 管理係 ☎5984-4598 ☎5984-1215

「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々があります。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

カバンなどに下げて使うことができます。

配付場所 都営地下鉄各駅 駅務室（一部の駅では配布していません）
 都営バス各営業所、総合福祉事務所、
 保健相談所、障害者施策推進課 など

問 合 せ 東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 ☎5320-4147 ☎5388-1413
 障害者施策推進課 管理係 ☎5984-4598 ☎5984-1215

